

大田市告示第89号

大田市森林環境整備事業補助金交付要綱（令和3年大田市告示第103号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月1日

大田市長 楫野弘和

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業 種目	目的	内容	メニュー	補助対象 事業体	補助対象経 費	補助率 又は補 助金額	重要な 変更
1 新たな森 林管 理シ ステ ムモ デル 地区 推進 事業	循環型 林業を実 践してい くモデル 地区を設 定し、林 業生産活 動におい て必須条 件となる 路網整備 を実施し 、森林整 備にかか る負担軽 減を図る とともに 、森林所 有者に森	(1) ① 林業 林内 路網 開設 促進	① 林業 専用道(規 格相当)開 設の支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」及び市 内の「島根 林業魅力 向上プロ グラム登 録事業体」 と「伐採者 と造林者 の連携に よる伐採 と再造林 等のガイ ドライン」 に基づく	林業事業体 が国庫補助 事業を活用 して開設す る林業専用 道(規格相当 の標準単価 を超える経 費	5千円 /m以内	補助金 の増額 又は3 0%を 超えて 減額す る場合

林経営を促す		連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」		
	② 森林作業道の開設支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した	林業事業体 が実施する 県単独事業 （林内路網 整備・1千円 /m）への上 乗せ経費	1千円 /m以内

		県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」		
	③ 林内路網機能強化支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム	木材の搬出のため、既設の林内路網の砂利敷設、拡幅等の経費	2千円/m以内

		登録事業 体」		
	④ 市道 等養生支 援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」及び市 内の「島根 林業魅力 向上プロ グラム登 録事業体」 と「伐採者 と造林者 の連携に よる伐採 と再造林 等のガイ ドライン」 に基づく 連携に関 する協定 (覚書)を 締結した 県内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	木材の搬出 のため、ネッ トワークに 接続する市 道等への鉄 板での養生 に必要な経 費	3千円 /枚以 内
(2)	① 再造	市内の「島	植栽にかか	県標準

		原木生産・再造林促進支援	林支援	根林業魅力向上プログラム登録事業体」	る経費の所有者負担分	経費（植栽）／ha × 1.6 %以内
		② 下刈支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	下刈にかかる経費の所有者負担分	県標準経費（下刈）／ha × 1.6 %以内	
		③ 枝打支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	枝打にかかる経費の所有者負担分	県標準経費（枝打）／ha × 1.6 %以内	
		④ 除伐支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	除伐にかかる経費の所有者負担分	県標準経費（除伐）／ha × 1.6 %以内	
		(3) 保育管理支援	市内の認定事業体	森林の公益的機能及び立木の価値を高めるための保育	30千円／ha (定額)	
2 荒廃森林	災害防止や水資源のかん	荒廃森林整備支援	市内の認定事業体	10年以上間伐未実施の人工林の	199千円／ha (定額)	

整備事業	養等の公益的機能を発揮させるため、荒廃森林を整備し公益的機能の再生を図る			不要木伐採)	
3 高性能林業機械導入支援事業	高性能林業機械の導入により原木生産や森林整備の効率化により生産コストの低減を図る	高性能林業機械導入支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」	国・県補助金等に係る事業者負担額	国・県補助金等に係る事業者負担額の1/2以内ただし、上限は予算の限り
4 木材市場機能強化支援事業	積み手数を支援することで木材取扱量を増加させ、木材の需要拡大と森林所有者の収益向上を図る	木材市場機能強化支援	大田市木材市場協同組合	原木を出荷する際に係る手数料	500円/m <sup>3</sup> (定額)

5 市産 木材 利用 PR 事 業	市内の 事務所・ 店舗等の 増改築に 市産木材 を使用す ることで 市産木材 のPRをし 、市産木 材の利用 拡大を図 る	市産木材 PR	「ふるさ と大田起 業・創業支 援事業」の 採択を受 け、増改築 に際して 市産木材 を使用す るもの	市内事務所 ・店舗等の増 改築で使用 する市産木 材費用	250 千円／ 件以内
6 製材 施設 等整 備支 援事 業	製材施 設等の整 備・導入 を支援し 生産コス トの低減 や効率化 、市産木 材の利用 拡大を図 る	製材施設等整備 支援	島根県木 材協会大 田支部会 員・大田市 木材市場 協同組合	国・県補助金 等に係る事 業体負担額	国・県補 助金等 に係る 事業体 負担額 の1／ 2以内 ただし、 上限は 予算の 限り

7 担い 手確 保・育 成支 援事 業	今後の 原木増産 や増加す る森林整 備に対応 する林業 就業者の 確保・育 成及び原 木を扱う 木材市場 及び製材 所等の担 い手確保 ・育成を 図る	(1)	① 新規 森林保全 技術者支 援	市内の認 定事業体	採用1～3 年目の技術 者を対象に 月額手当を 支援	1年目 : 10千 円/月 2年目 : 8千円 /月 3年目 : 5千円 /月
			② 新規 森林保全 技術者住 宅支援	市内の認 定事業体	採用1～3 年目の技術 者を対象に 住宅手当を 月額で支援	1～3 年目: 1 0千円 /月
		(2) 新規林業事 業体経営対策支 援	法人とし て登記後 1～3年 目の市内 の「島根林 業魅力向 上プログ ラム登録 事業体」	森林施業の 実施に要す る経費を月 額で支援	100 千円/ 月以内	
		(3) 製材所等就 労環境改善支援	大田市木 材市場協 同組合及 び島根県 木材協会 大田支部	就労環境改 善に係る経 費	経費の 1/2 以内 ただし、 上限は 500	



			会員（ただし、製材部門に限る）		千円／事業体及び予算の限り
	製材所等 担い 手確保・育成 支援	① 担い 手確保（手 当）支援	大田市木材市場協 同組合及 び島根県 木材協会 大田支部 会員（た だし、製材部 門に限る）	採用1～3 年目の技術 者を対象に 月額手当を 支援	1～3 年目：1 0千円 ／月以 内
		② 担い 手育成（技 術修得）支 援	大田市木材市場協 同組合及 び島根県 木材協会 大田支部 会員（た だし、製材部 門に限る）	新規就業者 （採用から 2年以内）が 業務上必要 となる資格 取得に係る 経費	経費の 1／2 以内 ただし、 上限は 100 千円／ 人及び 予算の 限り
		（5）大田市林業 祭開催支援	大田市森 林組合	林業祭の開 催に必要な 経費	1,00 0千円 以内
8 ICT技 術活 用支 援事	ICT技 術を導 入・活 用す ること で林業・木	（1）ICT技術導 入支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業	低コスト化 ・省力化に取 り組むため のICT技術 の導入に係	経費の 1／2 以内（国 、県補助 金をあ

業	材産業の 低コスト 化・省力 化を図る		体」・大田 市木材市 場協同組 合・島根県 木材協会 大田支部 会員	る経費	わせて 活用す る場合 は、経費 から補 助金額 を控除 した1 ／2以 内)ただ し、上限 は予算 の限り
		(2) ICT 技術活 用支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」・大田 市木材市 場協同組 合・島根県 木材協会 大田支部 会員	低コスト化 ・省力化に取 り組むため の ICT 技術 の活用に係 る経費	経費の 1／2 以内(国 、県補助 金をあ わせて 活用す る場合 は、経費 から補 助金額 を控除 した1 ／2以 内)ただ し、上限 は20 0千円 ／事業

					体及び 予算の 限り	
--	--	--	--	--	------------------	--

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月3日から適用する。